

平成21年度公共事業等事前評価調書（簡易型）

（土石流被害の防止による評価）

（区分） 国補 県単

事業名	事業箇所	地区名	事業主体	山梨県								
復旧治山事業（通常地域）	南巨摩郡 鵜沢町 柳川	やながわ 柳川										
<p>(1) 事業概要</p> <p>①課題・背景 本箇所は、南巨摩郡鵜沢町箱原地区に位置する一級河川大柳川の右支流であるが、平成21年度の集中豪雨により町営林道直下に山腹崩壊が発生し、ここを発生源とした土砂が渓床内に不安定に堆積し、下流大柳川に流下するおそれが高まったため、土砂流出防止対策及び発生源対策を実施し、下流保全対象の保護を図る必要がある。</p> <p>②整備目標・効果 □主要目標 ○土石流被害の防止 保全対象 人家30戸、公共施設2棟（養護学校、派出所） 緊急度・危険度 17 ≧ 10 点 ※ 被害軽減額 392 ≧ 340 百万円 ※ (※：評価基準値)</p> <p>□副次効果 なし</p> <p>③目標の達成方法 土砂発生源の山腹崩壊は、山腹工を計画し復旧を図る。また、渓流には治山ダム工を設置し、土砂流出防止及び渓床勾配の緩和を図り、土石流被害を防止する。</p>		<p>(3) 事業の妥当性評価</p> <p>①公共関与の妥当性（行政が行うべき事業か） 妥当・妥当でない ○ □ ・森林法第41条第1項に規定された「保安施設事業」に該当</p> <p>②事業執行主体の妥当性（県が行うべきか） ○ □ ・森林法第41条第3項の規定により都道府県知事が整備</p> <p>③経済妥当性 ○ □ 費用便益費 便益(B) / 費用(C) = 6.39 > 1.0 ・便益(B) = 963百万円 ・費用(C) = 151百万円</p> <p>④事業実施・規模の妥当性 ○ □ ・堆積土砂の流出防止及び山腹崩壊地の復旧 土砂流出防止率 12% → 73%</p> <p>⑤整備手法の有効性 ○ □ ・保安林機能の回復を図る目的から治山事業による整備が有効</p> <p>⑥環境負荷への配慮 ○ □ ・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する</p> <p>⑦事業計画の熟度 ○ □ ・地元鵜沢町からの強い要望あり</p> <p><妥当性評価> ○ □ ・7項目全て妥当であることから、実施が妥当と判断する</p> <p>(4) 事業間優先度評価 ・貢献度ランク：a、副次効果ランク：2 ∴ 優先度評価：I</p> <p>(5) 総合評価 ○ □ ・(3)及び(4)の結果から「優先的に実施」</p>										
<p>(2) 整備内容と整備量</p> <p>①整備内容 谷止工1基 山腹工0.4ha</p> <p>②整備期間 平成22年度～平成24年度</p> <p>③総事業費 164百万円（国費80百万円）（補助率1/2）</p> <p>④全体計画</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">平成22年度 谷止工1基</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">44百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度 山腹工(0.4ha)</td> <td style="text-align: right;">55百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度 山腹工0.4ha</td> <td style="text-align: right;">65百万円</td> </tr> </table> <p>⑤既整備内容・期間・事業費</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">谷止工2基 昭和56年～昭和57年</td> <td style="width: 50%; text-align: right;">50百万円</td> </tr> </table>		平成22年度 谷止工1基	44百万円	平成23年度 山腹工(0.4ha)	55百万円	平成24年度 山腹工0.4ha	65百万円	谷止工2基 昭和56年～昭和57年	50百万円	<p>【事業位置図等】</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">省 略</p>		
平成22年度 谷止工1基	44百万円											
平成23年度 山腹工(0.4ha)	55百万円											
平成24年度 山腹工0.4ha	65百万円											
谷止工2基 昭和56年～昭和57年	50百万円											